

[編集発行]

大阪経済大学 経営学部 経営・ビジネス法情報センター

〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8

TEL. (06) 6328-2431 (代表) E-mail. blic@osaka-ue.ac.jp

～ 経営学部長挨拶 ～

「ビジネスに直結する能力を養う学部・学科を目指しています」

大阪経済大学 経営学部長

池島 真策 (いけしま しんさく)

みなさんは、これからの日本はどうなるのかと色々な思いを持ちながら、あるいは不安を感じながら入学したと思います。しかし、みなさんが大阪経済大学・経営学部（経営学科・ビジネス法学科）を選ばれたことは結果的によい決断だったと思われますし、そう思っていたきたいと思います。



▼
『編集後記』

P. 16

▼
『経営と法の融合 講義の「案内」』

P. 15

▼
『第四回推薦図書紹介』

(佐々木 優希)

P. 14

▼
『資格にチャレンジしてみよう!』

(橋谷 聡一)

P. 13

▼
『卒業生ゼミ、民法改正そしてビジネス法学科の10年』

(北村 實)

P. 12

▼
『債権法改正の動向』

(堀竹 学)

P. 10
～ 11

▼
『厳罰化を大阪刑務所見学から考える』

(徳永 佳子)

P. 8
～ 9

▼
『「カラスなぜなくの」』

(東 裕一)

P. 6
～ 7

▼
『経営学部新任教員紹介』

P. 3
～ 5

▼
『経営学部長挨拶』

(池島 真策)

P. 1
～ 2

C O N T E N T S

大阪経済大学は、昨年創立 80 周年を迎えました。つまり、1932(昭和 7)年の浪華高等商業学校が起源であり、私立の旧「高商（高等商業学校）」なのです。高商というのは、戦前のビジネスエリートを養成することを目的として設立された専門学校です。やはり、その当時からも「ビジネス」を意識し、その役割として「幅広い職業人」を養成するということだったのです。こうした意識や役割は、皆さんが入学された「経営学部」やその大学院である「経営学研究科」に脈々と受け継がれているのです。

それ故、みなさんが、数年後ビジネスパーソンとしてビジネス社会に進むにあたり、経営学部には、みなさんの可能性を広げる、或いは人生をより豊かにするシステムがあります。4 年間（就職活動（就活）を見据えるなら、実質は 3 年間ですが）の大学生生活を有意義に過ごすようにして下さい。

ところで、みなさんは、次のような**ビジネスシーン**で、どのように考え、行動をしますか。

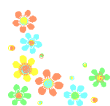
1. 取引先との交渉や契約書の作成はどうしたらいいか？
2. スポーツチームのロゴを使ったライセンス商品を作りたいがどうしたらいいか？
3. 新しく会社を立ち上げるにはどうしたらいいか？
4. 取引先が倒産しました。どうしたらいいでしょう？



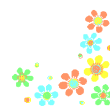
これらのビジネスシーンは、みなさんが進むどのような業界にも、あるいはどのような会社にあっても、起こりうることです。ビジネス社会で要求される能力は色々あると思います。しかし、そのなかでも、みなさんがこうしたシーンでしっかりとした意思決定や行動をするためには、企業の戦略・組織、生産・販売管理体制、業務分析などといった「経営学的な面」とともに、「法律的な面」を身につけることが、ビジネスに直結する能力だと考えています。

私たち経営学部（経営学科・ビジネス法学科）経営学研究科は、「経営と法の融合」という教学理念を掲げ、昔と変わらず、「ビジネス」を意識し、そしてその役割としては「ビジネス社会で活躍できる幅広い職業人（ビジネスパーソン）の育成」であると考えております。みなさんは、是非自信を持って、経営学部の教育体制を有効に活用して、おおいに可能性を広げていって下さい。





新 任 教 員 紹 介



2012 年 4 月に本学経営学部ビジネス法学科に着任致しました。本学での担当科目は、民法、民事訴訟法、倒産法等です。民法は、私法における実体法の基本法であり、民事訴訟法は、民事法における手続法の基本法です。倒産法は、民事手続法の一つの法律です。しかし、倒産法では、倒産時の民事実体法の取り扱いについて様々な規定があり、民法の理解が不可欠です。民事訴訟法も、民事実体法が定める権利を実現する法であることから、その理解には民事実体法、特に民法の理解が不可欠です。

本学で担当しているゼミでは、学生の希望に合わせて勉強する法律、教材を選択しています。現 2 年生は、契約の解除、現 3 年生は、債権譲渡について勉強しています。ちなみに、4 年生は各自のテーマに沿って卒論を書いています。ゼミ生は活発な議論をするので、なかなか白熱しています。

趣味は、グルメ、読書、散歩、サッカー観戦です。スポーツは、野球、陸上競技（長距離）をしてきましたが、観るのはサッカーが一番好きです。1994 年のアメリカ W 杯からサッカーを観るのが大好きになり、年間数試合は J リーグを観戦しにスタジアムに行っています。一緒に観に行ってくれる人を探しています。

質問等含め、何か話したいことがあれば、気軽に研究室に来てください。



大阪経済大学 経営学部

堀竹 学(ほりたけ まなぶ)



大阪経済大学 経営学部

高原 龍二 (たかはら りゅうじ)

あるところに、おじいさんとおばあさんがおりました。おじいさんは山へ柴刈りに行きませんでしたし、おばあさんは川へ洗濯に行きませんでした。日本のガス事業は 1872 年に、電気事業は 1886 年に始まっています。日本初の洗濯機「ソーラー A 型」は東芝が 1930 年に約 370 円で発売しました。おばあさんは、小さい頃に川で洗濯をした経験はあるかもしれませんが、今や全自動洗濯機どころか洗濯乾燥機の時代です。おじいさんに至っては、「柴刈り」という行為自体を知らないかもしれません。某昔話でも、「山へ芝刈りに行きました」や「山へしばかれに行きました」などという不名誉な誤解が生まれるほどですから。いやあ、便利な時代になったものですね。

そんな便利な時代に、どこかのおじいさんとおばあさんの息子と、どこかのおじいさんとおばあさんの娘が結婚して、次男として私が誕生しました。鬼退治はできませんが、心理学をベースにしたアン

ケート調査や分析ができます。お供の犬猿雉はいませんが、素晴らしい仲間や同僚に恵まれています。きび団子は、岡山名物の吉備団子の方をたまに持っているかもしれません。何しろ甘党なもので。

ところで、おじいさんの柴刈りは、桃太郎の話において何か意味があったのでしょうか。謎です。



はじめまして。2012 年 10 月に着任いたしました、四條北斗（よじょう ほと）です。名前は強そう（？）ですが、武闘派ではありません。お茶とミカンが大好きな、温室育ちの静岡人です。そうです。皆さんも一度は「通り過ぎた」ことがあるであろう、日本の真ん中です。したがって、東京弁も関西弁も話せません。話す言葉は静岡弁です。

学生時代は横浜で過ごし、前任校は仙台にある大学だったので、初めての関西での生活にとってもワクワクしながらやって来ました。ところが、ひどく残念なことに、着任後 3 ヶ月が経った現在（2013 年 1 月）も、いまひとつ大阪の楽しみ方が分かっていません。これではマズイと焦るこの頃です。ご教示いただけると幸いです。

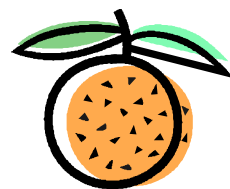
個人的な話が先行してしまいましたが、研究等についても、若干の紹介をさせていただきます。専門は刑事法で、現代型犯罪の刑事規制という関心のもと、法益侵害の危険を処罰根拠とする危険犯や未遂犯の研究に取り組んできました。現在は、現代型犯罪の研究の一環として、経済犯罪の研究に取り組んでいます。講義は、主に、「刑法」と「経済刑法」を担当しています。

それでは、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。



大阪経済大学 経営学部

四條 北斗（よじょう ほと）



大阪経済大学 経営学部

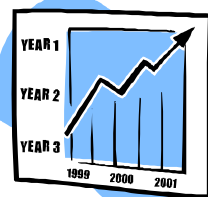
眞島 宏明（まじま ひろあき）

昨年 10 月に経営学部・准教授に着任しました眞島宏明です。専門は知的財産法です。「知的財産」という言葉には学生の皆さんはあまり馴染みがないかもしれませんが、知的財産権は著作権、特許権、商標権などの総称です。

この知的財産権は、今、ビジネス社会では大変、重要視されています。知的財産権の中でも特許権は新技術についての独占権であり、特許権を取得すれば自社だけがその技術を製品化できます。また、商標権は企業のブランド戦略に欠かせない権利ですし、音楽・映画・アニメ・ゲームプログラムなどの著作権ビジネスは、軌道にのれば大きな利益を生みます。こういうわけで、企業のビジネス戦略において知的財産権は重要な柱の一つになっているというわけです。

さて、私自身の話をしますと、私は

兵庫県尼崎市の出身で、神戸の中学・高校・大学に通いました。卒業後、特許事務所に勤務しながら勉強し、弁理士という国家資格を取得しました。「弁理士」は知的財産の専門家です。以後、約 12 年間、弁理士としてビジネス界で知的財産業務に携わりましたが、今から約 10 年前に岡山県の私立大学の教員になり倉敷市に移り住みました。昨年、10 年ぶりに関西に戻ってきたわけですが、やはり言葉も食べ物も関西風はいいなあ、と実感しています。



みなさんはじめまして。本年 4 月に経営学部の専任講師として着任致しました足代訓史と申します。姓名ともになかなか珍しいのですが、足代は「あじろ」、訓史は「さとし」と読みます。これまで両方ともセットで正しく読んでくれた人はほぼいなかったもので、読み間違いなど気にせず気軽に声をかけて頂けたら嬉しいです。ちなみに出身は奈良県奈良市で奈良をこよなく愛しています。また、趣味は自転車や街歩き、音楽鑑賞です。離島や飛び地といった若干マニアックな地理的うんちくにも関心があります。



大阪経済大学 経営学部

足代 訓史(あじろ さとし)

専門分野は、競争戦略論とネットビジネスです。具体的には、Facebook や GREE、Mobage といったソーシャルメディアの事例を対象に、市場に次々と出現する新たなサービス領域に適応できる企業とできない企業との差を、ビジネスモデル（事業の仕組み）の進化の観点から研究しています。また、大学教員・研究者になる前には、6 年ほどの間シンクタンクに勤務して経営コンサルティングや産業調査・政策立案支援の実務に携わってきました。そういったバックグラウンドもあり、今年度は、競争戦略論、コンサル基礎演習、

現代経営入門などの科目を担当しています。

まだ大経大で講義を初めて数か月ですが、学生のみなさんの真面目さや面白さ、それぞれの個性に新鮮かつ嬉しい驚きを受けています。学生のみなさんにとっては何かと急かされる今日この頃だと思いますが、大学時代に自分なりのペース・時間軸を心の中に作り上げておくと、周囲に流されずに生きていくことができると思います。是非「自分のリズム」で大経大での日々を楽しんで下さい。

みなさんこれから是非宜しくお願い致します。

Welcome





♪ カラスなぜなくの ♪

♪ カラスなぜなくの カラスの勝手にしょ ♪ という替え歌が

子供たちの間で流行った時期があったことを思い出してみよう。

また、傲慢な権力者のセリフにも「俺がカラスは白いと言えば、白いんだ」と強引な言い回しがある。勿論、生物学的には突然変異という説明を付せば何の問題もなく白いカラスは存在する。

しかし、常識的には、カラスは黒く、白鳥は白いという表現が一般的でもあり、誰もがそのように理解しているはずである。

ところが、国際取引においては、この常識が覆ることがしばしば起こり得る。

国が違えば、国家体制、法制度が違うのは勿論のことだが、言語が違えば宗教もとなってくると文化・常識に至るまで何もかもが違っていると認識しなければならなくなる。

自国の文化・常識に従った解釈をするのは、当然、つまり「勝手にしょ」ということになる。

こうなってしまうと国際取引（つまり、契約）そのものも成り立たなくなってしまう。



「ラッキョウは白いか？」

かつて商社の香港店に勤務していた頃に、隣席の食料部というところが中国からラッキョウを買って、日本の漬物会社へ輸出するという商売をやっていた。中国の食品会社において、畑から刈り取ったラッキョウの上下を切り落として、いわゆる我々の食卓に出てくるラッキョウの形にしたものが商品であった。あるとき、日本の漬物会社よりクレームがあった。ラッキョウの上部に何本かの青い筋が入っているとのこと。ラッキョウは青ネギのようなもので、切り取った上部は青いネギと同じなので、当然、ものによっては、少々は青い筋が本体のラッキョウのほうへ入り込んでくることもある。

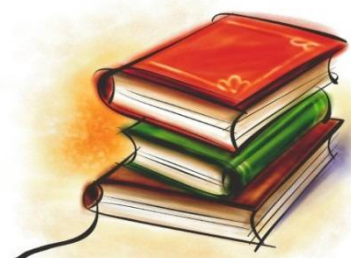
「ラッキョウは白くなければ商品価値ゼロでっせ。」と強硬なクレームを受けた食料部は、そのまま中国の食品会社へクレームをつないだ。中国側の回答は、「ラッキョウが白いというのは誰が決めたのか？ 輸出した商品は、誰が見てもラッキョウそのもので何も問題はない。」とのことだった。ここで食料部の部長から私に相談があった。「ラッキョウは白いものですよ？」と。

日本では、曲がったキュウリは商品価値がないとか、大きさが不揃いのものは二級品であるとか、とかうるさいと言われている。世界の趨勢は、^{すうせい}キュウリはキュウリ、ラッキョウはラッキョウなのである。ラッキョウは白くなければならないなどと言っているのは日本人ぐらいなものだと自覚しなければならない。

これは、法律・契約の世界に戻って考えると「定義（Definition）」の問題になる。

色が全面的に白いものが必要であれば、契約書において「白色」と定義しておけば済む話である。それを怠ったために日本人では白いラッキョウが当然の常識であっても、世界には通用しない。多少青みがかっていても、植物学的には、立派なラッキョウなのだから。

最近の法律は、ほとんどといってよいほど、第1条には、その法律の趣旨・目的を記載し、第2条には、法律の中に出てくる様々な用語を細かく定義している。例えば、会社法では、第2条で定義条項を置き、実に34の用語について定義付けを行っている。



「たぬき」

大阪のうどん屋に入って、「たぬき」と注文すれば、そばの上に油揚げがのったものが出てくる。つまり「きつねうどん」のそば版である。ところが、東京のうどん屋に入って、「たぬき」と注文すれば、「うどんですか？そばですか？」ときかれる。

それは、「たぬき」というのは、揚げ玉（てんかす）をトッピングするもので、当然うどんもあれば、そばもあるのでどちらかときかれる。京都に行けば「たぬき」は「餡かけ」を意味する。（一度、大阪出身の人と京都出身の人とで確かめてみては？）

この狭い日本ですら、ちょっと離れると用語の定義が全く違ってくる。広い世界を相手とする国際取引においてはなお更のことである。

次々と新語が生み出される金融関係や、ITその他の技術関係の契約書においては、ことさら詳細に定義しておかないととんでもない了解違いが生じて何のための契約書かわからなくなる。

自分自身では、確信的に定義付けを行い、常識として疑いもしない言葉があったとしても、他人は全く違う意味で理解していたという経験は誰にでも一度や二度はあるのではないだろうか。

ビジネス社会におけるトラブルは何も高度な法律解釈を巡って弁護士等の法律家が論争するだけではないのである。ほんのちょっとした言葉の了解違いだけでも大きな訴訟・紛争に発展しかねないと心得るべきである。学生諸君も友人との間で、「そんなつもりで言ったのではなかったのに」とか、「えっ？そうなん？」というように、ある日突然に今までの常識知識が覆されることもあったと思う。

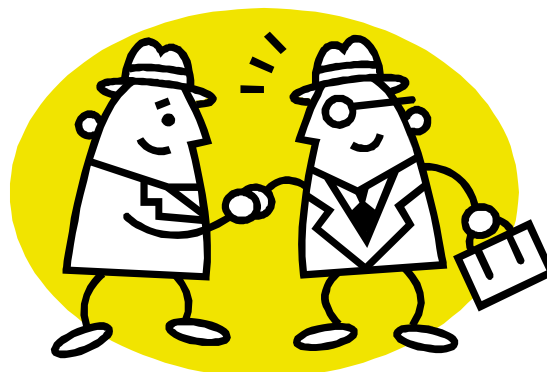
ビジネス社会では、このような了解違いは決して許されない。そのためにも、将来仕事上で契約書を作成しなければならなくなったときには、法律的な条文作成は専門家に任せるとしても、せめて「定義条項」については、自分自身で考え、自分だけの思い込みはないのかどうか、疑いがあれば必ず相手方に事前に確かめるという手順が必要である。

そして、了解違いが明らかになったときは、必ずお互いが納得できたその統一解釈を契約書に定義をして規定しておくことを心掛けておいてほしい。もっともこれは「定義」に限ったことではなく、「契約書」というものが全体としてそういうもの（お互いが納得できた統一解釈）であることが理解できるはずである。



大阪経済大学 経営学部

東 裕一(あずま ゆういち)



厳罰化を大阪刑務所見学から考える



○大経大生の「厳罰化」観

刑事法関連の講義を担当していて、授業中に「厳罰化」を話題にする機会があった。

世間では、犯罪者に対してより重い刑罰を科すことを求める傾向が高まっており、その原因のひとつとして体感治安の悪化が挙げられている。また、犯罪被害者・遺族がマスコミやネットを通じて生の声を発する機会が増え、その怒りや悲しみに共感した人々が「犯罪者憎し」の感情、または「次は自分が犯罪被害者・遺族になりかねない」という不安から、この厳罰化を要求し支持するという姿勢になっていると考えられる。

こうした傾向についてどう考えるかと、ある講義で学生に質問すると、厳罰化支持派の多さに驚かされた。極端な例であるが、「犯罪者は全員、死刑にすればいい」と回答した学生もいた。「では、大学近辺の横断歩道を赤信

号で渡った学生も死刑でいいか？」と問い返すと、その学生も、他の受講生の圧倒的大多数も苦笑いをする。どうやら、自分が（うっかり？）犯罪者になったときに厳罰化はマズイらしい。また、厳罰化のメリット・デメリットについて学生同士で討論してもらうと、厳罰化で刑務所に収容される人数が増えたり、収容期間が長期化したりすることによって、より多くの税金が必要になるというデメリットの方を重視する意見の方が多かったことも、私の印象に残っている。

このように、学生の間では（それ自体の是非はさておき）根拠も具体的方策も非常に曖昧なまま『とにかく犯罪者には厳罰を！』というスローガンだけが独り歩きしている、という感想を抱いた。

○大阪刑務所

そんな折、堺市にある大阪刑務所を見学する機会を得た。大阪刑務所には、犯罪傾向の進んだ（B指標）成人男子受刑者が収容されているため、まさに無期懲役刑などの厳罰が科されている現場である。

大阪刑務所の最寄り駅は JR 阪和線堺市駅。駅周辺は真新しいマンション、大学、ショッピングモールでにぎわっており、「刑務所」というイメージとはかけ離れているように感じる。しかし駅から西側に歩き始めると、すぐに高い塀が視界に入ってくる。刑務所内に駅前の賑わいは全く届かず、前庭の噴水の音が聞こえるほどの静寂に包まれた別世界だ。

所内では所員作成のビデオで説明を受けた後、被収容者の居室、刑務作業を行う工場、資料室の見学が許された。

・居室

長い廊下の両側にずらっと居室が並んでいる。被収容者は刑務作業以外の時間をこの居室で過ごす。居室には単独室と共同室の 2 種類がある。単独室は、「単独」といっても、2 段ベッドが入っている部屋がほとんどで、実質二人部屋のようだ。広さは 4 畳程度。そこに男性二

人が一緒に過ごすとなると、よほど気が合う相手でない限り、精神的に厳しいだろう。もちろん冷暖房はない。対して、共同室は 6 畳ほどの広さで、9 名で使用している。就寝時には、2 段ベッド 2 台と床に布団を敷いているとのことだ。見学しながら、以前問題となっていた過剰収容はここ数年で解消された、という説明を受けた。しかし、これが適切な収容形態なのだろうか、と疑問を抱かざるを得ない。

・工場

印刷工場、木工工場、縫製工場を見学することができた。工場はいずれも真ん中に通路があり、その両側で作業するという形状になっている。その通路から被収容者が作業している様子を見ることができた。

【印刷工場】通路右側には印刷物のデザインのためなのだろう。アップル社のデスクトップ PC が何台も並んでおり、作業中の人大きなディスプレイに向かっていた。左側には印刷機械・裁断機といった大型の機械と紙の束が山積みになっている。しかし、しっかりと整頓されており作業しやすそうな環境だ。工場出口手前の左側にはトイレがある。作業場とトイレは透明ガラスで仕切られており、通

路から男性用小便器は丸見え、大便器は使用中でも顔の部分だけが通路から見えるようになっている。

【木工工場】受刑者が休憩時間に入っているというところで、ここは無人状態での見学だった。工場入口の左側にはガラスで仕切られた空間がある。製品に漆や有機溶剤を塗るための作業場だ。有機溶剤を濫用するおそれがあるため、行状に問題のない者がこの作業を任されるらしい。この作業場の前には製品を陳列したガラスケースが置かれている。中には繊細な模様の彫られた花台が飾られていた。値段が貼られており、高いものは 2.2 万円の値がついているが、市販品なら倍以上はしそうな製品に見える。

【縫製工場】ミシンが通路両側にずらっと並んでおり、作業中の受刑者数も多い。通路右側では巨大な紅白

幕を縫製しており、布が次から次へとミシンから送り出されている。通路左側では子ども用の甚平を縫製しており、完成品が小さなハンガーに吊るされている。出口手前には堺市の伝統工芸品である堺式手織^{だんつう}緞通の作業スペースがあった。ここでは通路から作業スペースに入って見学することができた。額に入った堺緞通を触ることができたのだが、羊毛の柔らかさと手織のぎっしりとした毛足を感じる。数台の木製の織機が並んでおり、製作途中の緞通を見ることができた。織機の左側に A4 サイズの風景写真が貼られており、その写真を見ながら羊毛を織り込んでいくようだ。仁徳天皇陵（大仙陵古墳）を空撮した風景が織り込まれている緞通は、陵周辺に立ち並ぶ住宅・ビルが写真のまま再現されており、圧巻だった。

○厳罰化と再犯率の問題

『犯罪を行い、適正な手続を経て有罪判決を受けた者は刑罰を受ける』、このプロセスに異を唱える人はいないだろう。ところが厳罰化、殊に刑事施設収容の長期化が要求される昨今、『刑罰を受ける』の部分に過剰な期待がかけられているように思う。特に近年の再犯率の高さの問題（犯罪白書によれば、2011 年度の再犯率は 43.8%）を解消するためには厳罰化が必要だという意見がある。

しかし今回の刑務所見学に関連付けるならば、「これ以上、物理的に厳罰化する余地はない」と私は言わざるを得ない。厳重な警備体制、狭い居室、整然とした工

場、見学者に目を向けることも許されないほどの行動制限（見学中に作業中の被収容者の至近距離を歩く場面が何度もあったが、そのたびに、被収容者は静止し見学者に背を向けて立つように刑務官から指示されていた）など、刑務所内では現在でも十分に厳罰が実行されているだろう。再犯率の問題を解消するには、厳罰化とは異なる観点が必要なのではないかと考えさせられる。その答えは一朝一夕で出せるものではない。ただ、縫製工場^{だんつう}で堺緞通を織っていた被収容者の表情が自信に満ち溢れていたことが解決の糸口になりそうな予感はある。

○最後に

警備上の問題等から、大学生が刑務所を見学することは容易ではない。しかし、裁判員裁判が導入され、国民の犯罪者処遇への関心が高まったこともあり、一般向けの見学会を行う刑務所も増えてきた（最近では、京都刑務所が見学会を告知していた）。

今回の刑務所見学は、他大学の学生の要望で実現した。このように法律系の教員の引率で見学する方法もあるため、興味のある学生はビジネス法学科の先生に相談してみてもどうだろうか？そして、実際にその目で科刑の現場を見て、厳罰化について考えてみてほしい。



非常勤講師 徳永 佳子(とくなが よしこ)

債権法改正の動向

1. 改正作業の経緯

2006年10月に民法学者を中心とした民法(債権法)改正検討委員会(委員長 鎌田薫 現早稲田大学総長)が発足しました。法務省民事局関係者も、その委員会での基礎的な研究による試案が今後の法制審議会における調査審議のたたき台となりうることを期待し、積極的に関与していきたいとされていました。また、民法学者により2005年10月に発足した民法改正研究会(代表 加藤正信 現上智大学教授)は、学界だけでなく、法曹界、経済界等の各界との検討を重ねられてきました。そして、両研究会における試案が提示されるに至りました。これらの検討は、民法学の学会である日本私法学会の2008年のシンポジウムや2009年の拡大ワークショップ等でも議論がなされてきました。

2. 債権法改正の対象

法務省が提案している民法(債権関係)の改正に関する中間試案の主な検討対象は、民法総則の90条～174条の2、および債権の399条～696条です。

まず、民法総則の90条～174条の2には、主にものに法律行為、時効があります。次に、債権の399条～696条には、債権総則、契約がありますが、法定債権である事務管理・不当利得・不法行為は今回の主な対象とはなっていません。

3. 今後の改正作業

2013年2月26日に決定されました『民法(債権関係)の改正に関する中間試案』について、広く公に意見等コメントを求めるパブリック・コメント手続が行われます。その手続を経て、改正要綱案、法案が決定され、最終

その後、法制審議会民法(債権関係)部会(部会長＝鎌田薫 早稲田大学総長)が設置されました。同部会は、民事基本法典である民法のうちの債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があるとの趣旨の下に、設置されました。

同部会では、2009年11月開催の第1回会議から3年あまりの審議を重ねられました。そして、2013年2月26日に『民法(債権関係)の改正に関する中間試案』を決定しました。



契約法中心の改正の趣旨での検討作業ではありますが、民法総則に定めがある法律行為および時効については、債権と相互に密接に関連しており、別々に改正するのが非効率であるために、これらの民法総則の規定についても改正の対象となっています。

的な改正がなされることになると思われます。もちろん、改正されない可能性もあります。





大阪経済大学 経営学部

堀竹 学(ほりたけ まなぶ)

参考文献

- 筒井健夫（法務省民事局参事官）「民法（財産法）関係の動向」NBL848号 31頁（2007）。
- 法制審議会—民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」
<http://www.moj.go.jp/content/000108853.pdf>
- 法制審議会—民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」
<http://www.moj.go.jp/content/000109950.pdf>
- 民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊 NBL126号（商事法務、2009）。
- 民法改正研究会編『民法改正 国民・法曹・学界有志案』法時増刊（日本評論社、2009）。
- 内田貴『債権法の新時代』（商事法務、2009）。
- 加藤雅信『民法（債権法）改正』（日本評論社、2011）。
- 大村敦志『民法改正を考える』（岩波新書、2011）。
- 松尾弘『民法改正を読む』（慶應義塾大学出版会、2012）。

「卒業生ゼミ、民法改正そしてビジネス法学科の 10 年」



大阪経済大学 経営学部

北村 實 (きたむら みのる)

昔、ゼミ卒論集を手作りしていた時期がある。
ある年の「はしがき」に「卒業生ゼミをやろう！」と書いた。昨年 11 月 3 日、本学創設 80 周年記念に大学全体の「ホームカミングデー」があった。単なる懇親会では面白くない。この機会に卒業生ゼミをやろう、と思った。



「第 1 回北村卒業生ゼミ」には、11 月 3 日、総務課の案内援助があり、50 名ほど集まってくれた。

私の話が中心だが、テーマは「営業活動と契約成立」。国民に分かりやすいものにするという民法（契約法）改正が準備過程にある。契約成立前の法律関係も変わりそうだ。卒業生の多くは営業マンだから影響大だ。「久々に民法の話を聞いた」というのが大方の感想だった。

「第 2 回北村卒業生ゼミ」は、第 1 回に出られなかった某社営業部長の卒業生が訪ねてきて急に決まった。2013 年 5 月 18 日 J 館共同研究室で行った。参加者約 20 人。今回も、テーマは民法改正関連とした。2 月の中間試案で新設予定とされている「複合契約解除論」。一つの取引目的を構成する複数の契約相互の関係の問題だ。私の報告と、卒業生の判例紹介。三菱電機関係者の協力を得て業界事情のなかで「EV 設置契約」+「保守契約」の説明聞き、その複合性もみんなで考えてみた。2 月試案の、こんな複合契約解除規定は本当に新設するの？ ビジネスマンに「誤解を生むのではないか」と疑問が多かった。



ビジネス法学科ができて 10 年たった。裁判のための法学ではなく、ビジネスのための法教育をめざした。卒業生がビジネス経験を経て聞き考える民法・契約法とその理論は、学生時代の民法学修とはちょっと違う味がするはずだ。

勉強会の後の懇親会も先輩、後輩交流し、夜更けまで大学周辺で盛り上がった。

資格にチャレンジしてみよう！

1、はじめに

資格について学生諸君に話す際、よく、「その資格って、就職に有利ですか？」という質問を受けます。残念ながら、私の経験上、資格を取得していることが就職内定の決定打になることはほとんどありません。また、一生安泰という保証もありません。

しかし、仮にあなたが経営者だったとして、同じような経歴の学生が応募してきたら、その会社が営んでいる業務に関連する資格を持っている学生と持っていない学生のどちらを採用しますか？ 答えは明白ではないでしょうか。

さらにいえば、資格試験の合格を目指して学習することは、日ごろ大学で学んだ知識の良い復習となり、「大学や資格試験の学習→学習意欲向上→成績向上…」という良いサイクルをも生み出します。

そこで、経営学部では大学での学びを実務につなげる一つの手段として、以下の二つの資格取得を学生の皆さんに奨励しています。

2、おススメの資格

将来、ビジネスパーソンとして活躍したい全ての学生に、まず、ビジネス実務法務検定試験®3 級へのチャレンジをおすすめします。多くの企業の最前線で法律の基礎知識が求められています。また、特に不動産・建設業界、金融業界への就職を希望する方は、ぜひ、宅地建物取引主任者資格試験にチャレンジしてみてください。

・ビジネス実務法務検定試験® 3 級～1 級

主催：東京商工会議所（もちろん、大阪でも受験できます。）

試験時期：毎年 2 回 例年、6～7 月頃と 12 月頃

受験資格：2 級及び 3 級は学歴・年齢・性別・国籍による制限はありません。

詳細は■東京商工会議所 HP

(<http://www.kentei.org/houmu/>)



・宅地建物取引主任者資格試験（宅建）

実施主体：都道府県知事（指定試験機関 一般財団法人不動産適正取引推進機構）

試験時期：毎年 1 回 例年、10 月の第 3 日曜日

受験資格：年齢、学歴、国籍等の制約はありません。

詳細は■一般財団法人不動産適正取引推進機構 HP (<http://www.retio.or.jp/exam/>)

・ビジネス実務法務検定試験®は、東京商工会議所の登録商標です。

・資格試験の概要については、必ず上記の団体の HP で確認してください。

3、余談

かくいう私も大学時代、法学が苦手でした。しかし、ビジネス実務法務検定®3 級や宅建の学習、合格を通じ、おぼろげながら法律について理解が深まり、他の資格にチャレンジし合格するなかで自分の将来への考えと自信が確かなものになりました。

また、会社員時代、日常の業務においてリスクに気づき、これにしっかりと対応することができたのも、大学やこれら資格試験の学習によるところが大きいと考えています。

「経営と法の融合」を教学理念とする本学において、学びたい「何か」を探している学生諸君がこれら資格試験に積極的に挑戦されることを期待しています。

大阪経済大学 経営学部

橋谷 聡一（はしたに そういち）

第四回 推薦図書紹介



あなたのその疑問、この本がお答えします！！

「社会を生きるための教科書」

岩波ジュニア新書 川合龍介著

大阪経済大学 経営学部 経営学科
4回生 佐々木 優希 (ささき ゆうき)

この本は社会に出てから遭遇するかもしれないさまざまな問題を具体的に説明し、社会生活をできるだけ正しく、スムーズに送るための考え方を示しています。

1章では、就職する、働くことについて述べています。学生にも身近であるパートやアルバイト働き方。また、派遣の仕組みについてわかりやすく解説してくれています。

2章では、税金を納めることについて述べています。源泉徴収についてわかりやすく解説しています。会社に勤めていても税金の手続きはすべて会社が代わりにやってくれます。社会人でも、税金を支払っている実感や税金についての知識が少ない人も少なくありません。だからこそ、この章で税所得税や源泉徴収について勉強しましょう。

3章では、保険と年金について述べています。保険というと、なじみがなく思われるかもしれませんが、学生の皆さんも健康保険に加入しています。健康保険や生命保険、意外と知らない年金の仕組みが分かります。

4章では、自分の住まいを探すについて述べています。ほとんどの方は就職すれば、親元から離れて自立します。部屋探しのための3つの基準や建物や部屋を選ぶポイント、そして賃貸借契約についても詳しく説明されています。

5章では、家族を考えるについて述べています。さまざまな結婚の形や民法上の夫婦の義務について解説しています。また、子どもを育てることや育てながら働くこと、意外と知らない幼稚園と保育園の違いについても教えてくれます。

6章では、お金と正しく付き合うについて述べています。現在は学生でも簡単にキャッシングカードを手に入れることができ、気軽に借金ができることに注意を促しています。また、悪徳商法や悪徳サイトからの不当請求など学生が巻き込まれやすい事件から身を守るための術を紹介しています。

7章では、情報を使いこなすについて述べています。週刊誌、新聞、人の話の聞き方など、情報を得るための合理的な方法をこの章で学べます。

以上の7章がこの本の内容です。社会人として生きるためには、さまざまな仕組みやルールを知って、義務を守り権利を主張していく必要があります。しかし、学校では社会で生きていくための実践的な考え方や方法はほとんど教えてもらえません。学生だけでなく大人にも読んでほしい1冊です。この本は、中学生、高校生を対象にしている本なので、とても分かりやすいです。これから社会に出ていくためにこの1冊をぜひ読んでください。



『経営と法の融合』講義のご案内

経営学部は、「経営と法の融合教育」を教学理念として、学生の人間的成長と真の職業能力の育成に努めています。

興味・ご関心のあるテーマがございましたら是非、ご臨席くださいますようご案内します。

※お手数ですが、ご参加を希望させる方は、事前にメールでご連絡をお願いします。 時限：金曜日 2 限目(10：45～12：15)

【お問い合わせ・申し込み先】 経営学部 吉野 教室：大隅キャンパス C 館 31 教室

大阪経済大学(代)：06-6328-2431 アドレス：tyoshino@osaka-ue.ac.jp

前期	月 日	所属・肩書き	担 当 者	テ ー マ
1 回	4 月 12 日(金)	ビジネス法学科・教授	北村 實	「ビジネスにおける信頼と合意 - 契約成立を巡って」
2 回	4 月 19 日(金)	ビジネス法学科・教授	木村 俊郎	「民法はなぜビジネス法か - その歴史と編成」
3 回	4 月 26 日(金)	経営学科・教授	後藤 一郎	「優越的地位の濫用」
4 回	5 月 3 日(金)	経営学科・教授	太田 一樹	「売れる仕組みづくり：マーケティング・マネジメント」
5 回	5 月 10 日(金)	経営学科・教授	江島 由裕	「中小企業の潜在力：たかが中小企業、されど中小企業」
6 回	5 月 17 日(金)	ビジネス法学科・専任講師	四篠 北斗	「企業の営業秘密の刑法的保護」
7 回	5 月 24 日(金)	ビジネス法学科・准教授	堀竹 学	「債権回収における動産・債権担保の法的課題」
8 回	5 月 31 日(金)	経営学科・准教授	増村 紀子	「会計基準のグローバル化について」
9 回	6 月 7 日(金)	ビジネス法学科・准教授	東 裕一	「国際合併事業における経営と契約」
10 回	6 月 14 日(金)	経営学科・専任講師	曾根 秀一	「老舗同族企業における事業承継と法制度」
11 回	6 月 21 日(金)	ビジネス法学科・准教授	藤嶋 肇	「株主総会における議決権行使の方法」
12 回	6 月 28 日(金)	経営学科・専任講師	松田 温郎	「地域のありかたについて商業の視点から考える」
13 回	7 月 5 日(金)	経営学科・准教授	増山 裕一	「企業の海外進出と租税戦略」
14 回	7 月 12 日(金)	経営学科・准教授	伊藤 正之	「金融における信用と情報」
15 回	7 月 19 日(金)	経営学科・准教授	田中 健吾	「職場組織の変容と産業保健心理学」

後期	月 日	所属・肩書き	担 当 者	テ ー マ
1 回	9 月 27 日(金)	ビジネス法学科・准教授	黒田 尚樹	「経営破綻と個権者の競合」
2 回	10 月 4 日(金)	経営学科・准教授	林田 修	「契約、インセンティブ、所有権」
3 回	10 月 11 日(金)	ビジネス法学科・准教授	眞島 宏明	「ビジネス法としての知的財産法」
4 回	10 月 18 日(金)	経営学科・准教授	三島 重頭	「組織構成員にルールを守らせる人事管理手法」
5 回	10 月 25 日(金)	経営学科・准教授	本間 利通	「内部通報とコンプライアンス・システム」
6 回	11 月 8 日(金)	経営学科・准教授	遠原 智文	「グローバル化時代における日本中小製造業」
7 回	11 月 15 日(金)	経営学科・専任講師	高原 龍二	「コンプライアンスにアンケートは役立つか？」
8 回	11 月 22 日(金)	ビジネス法学科・教授	栗城 利明	「カルテル・談合と独占禁止法」
9 回	11 月 29 日(金)	経営学科・教授	本田 良巳	「我が国における国際会計基準の導入に向けて」
10 回	12 月 6 日(金)	経営学科・専任講師	足代 訓史	「儲ける仕組みの正当性：ビジネスモデルと法・規範」
11 回	12 月 13 日(金)	ビジネス法学科・准教授	林 幸一	「租税法律主義」
12 回	12 月 20 日(金)	ビジネス法学科・専任講師	橋谷 聡一	「不動産投資ビジネスと法」
13 回	1 月 10 日(金)	経営学科・専任講師	張又心バーバラ	「国際経営とリスクマネジメント」
14 回	1 月 17 日(金)	ビジネス法学科・専任講師	横内 恵	「環境法制と企業活動」
15 回	1 月 24 日(金)	経営学科・専任講師	栗田 聡子	「メディアと倫理」

～ 編集後記 ～

とある編集員たちの向上記録

雑誌のボリュームを増やす事になりましたが先生方のご協力により雑誌を無事に発刊する事が出来ました。ご協力して下さいました先生方ありがとうございました。先生方のお写真を撮影するのに、就活で広島と大阪を行きして居たので 中々空いた時間を作る事が出来ず撮影を1日で終わる様にした時は大変でした。私的な事ですが、4回生なので就活しなければならないのですが聞いていたのより心身共に疲労が激しいです。



でも就活に背を向けたいいけない。就活いつやるの？今でしょ！！

(経営学部ビジネス法学科 4年 岩部 直弘)

『ビジネス法学科ジャーナル』の編集員をさせていただいています、4年の高野さやかです。

今回この冊子を発行するにあたり、お忙しい中急なお願いにも関わらず、快く原稿を書いて下さった教授の方々に感謝いたしております。

法律と言えば、難しいというイメージを持たれる方が多いと思いますが、この冊子を読むことで少しでも法律の面白さを知って頂けたら私としても嬉しいです。私がこの冊子発行に携わるようになって既に1年が経過しました。そして、この発行に携われることができるのは、わずか8カ月です。わずかな期間ですが、最後まで全力で取り組み、皆様に興味を持ってもらえるような冊子作りをしていきます。



(経営学部経営学科 4年 高野 さやか)



ご多忙の中、急な執筆依頼を快諾してくださった先生方、誠にありがとうございます。おかげさまで 無事、第11号ビジネス法学科ジャーナルを発行することができました！私が編集員になって、2回目のビジネス法学科ジャーナルの発行です。1回目は主にレイアウトを担当していましたが、今回は編集長という肩書をしていただき怯えながらも奮闘しました…。至らない連絡係でしたが、発行ができてよかったです！

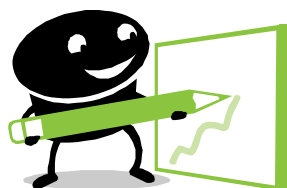
卒業するまでに学内でのビジネス法学科ジャーナルの認知度が上がればいいなあと思いながら頑張ります。

(経営学部ビジネス法学科 3年 平井 志歩)

第11号ビジ法ジャーナルから編集員となりました、ビジネス法学科1年、中尾紗也伽です。私は将来、出版やマスコミ関係への就職を希望しており、日々勉強をしています。そんななかでのこのビジ法ジャーナルは、必ず良い経験になるに違いないと思いました。これから先輩方や先生、外部の協力してくださる方々から、たくさんの事を学びたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。



(経営学部ビジネス法学科 1年 中尾 紗也伽)



初めまして。経営学部ビジネス法学科1回生の福西麻由です。友人の紹介で、ビジネス法学科ジャーナルの編集をお手伝いさせていただくことになりました！お手伝いをさせていただくのは次回からになると思います。こんな経験をさせていただいて、とても嬉しいです！ 一生懸命がんばります！！

(経営学部ビジネス法学科 1年 福西 麻由)